

総合科学技術会議の概要

1. 設置経緯

総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、平成13年1月、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。

2. 所掌事務

- (1) 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - ① 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
 - ② 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項
- (2) 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行う。
- (3) (1) ①及び②に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見を述べる。

3. 特徴

- (1) 戦略性・適時性
国家的・社会的課題に適時適切に対応するための科学技術に関する総合戦略を立案
- (2) 総合性
人文・社会科学も含み、倫理問題等の社会や人間との関係を重視
- (3) 自発性
内閣総理大臣等の諮問に応じ答申するのみならず、自ら意見具申できる

4. 総合科学技術会議の構成

議長	森 喜朗	内閣総理大臣
議員	福田 康夫	内閣官房長官
同	笹川 堯	科学技術政策担当大臣
同	片山 虎之助	総務大臣
同	宮澤 喜一	財務大臣
同	町村 信孝	文部科学大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	吉川 弘之	日本学術会議会長
同	石井 紫郎	東京大学名誉教授
同	井村 裕夫	京都大学名誉教授
同	黒田 玲子	東京大学教授
同	桑原 洋	株式会社日立製作所取締役（非常勤）
同	志村 尚子	津田塾大学学長
同	白川 英樹	筑波大学名誉教授
同	前田 勝之助	東レ株式会社代表取締役会長

5. 事務局体制

事務局は、内閣府政策統括官（科学技術政策担当）が務める。
（政策統括官の下には審議官3名を含め、行政組織の内外から幅広く人材を
登用し、約100名からなる科学技術政策部門を設置）

6. 活動状況

会議は原則として月1回開催

◎ 最近の活動状況

平成13年1月18日(木) 第1回総合科学技術会議開催

<議事>

- (1) 総合科学技術会議運営規則について
- (2) 諮問第1号「科学技術に関する総合戦略について」について
- (3) 総合科学技術会議の今後の審議方針について
- (4) 専門委員及び専門調査会の設置について

平成13年2月15日(木) 第2回総合科学技術会議開催

<議事>

- (1) 総合科学技術会議運営規則の一部改正について
- (2) 諮問第1号「科学技術に関する総合戦略について」について
- (3) 最近の科学技術の動向について

平成13年3月22日(木) 第3回総合科学技術会議開催

<議事>

- (1) 諮問第1号「科学技術に関する総合戦略について」に対する答申について
- (2) 諮問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」
- (3) 科学技術振興調整費の活用に関する基本方針及び平成13年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方について
- (4) 最近の科学技術の動向について

専門委員及び専門調査会の設置について

平成13年1月18日
総合科学技術会議

1. 総合科学技術会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術会議に、重点分野推進戦略、評価、科学技術システム改革、生命倫理及び日本学術会議の在り方に関し調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。
2. 総合科学技術会議の創設にあたって、重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に以下の専門調査会を設置する。
 - (1) 重点分野推進戦略専門調査会
科学技術に関して予算、人材その他の資源配分の重点化を着実に
行うため、重点分野の推進戦略に関する調査・検討を行う。
 - (2) 評価専門調査会
競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行う
ため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関
する調査・検討を行う。
 - (3) 科学技術システム改革専門調査会
世界最高水準の研究成果が創出され社会に還元される仕組みを早
急に作り上げるため、研究開発システム改革、産業技術力の強化と
産学官連携の仕組みの改革等科学技術システム改革に関する調査・
検討を行う。
 - (4) 生命倫理専門調査会
生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技
術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関
する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。
 - (5) 日本学術会議の在り方に関する専門調査会
中央省庁等改革基本法第17条第9号に基づき、日本学術会議の
在り方等に関する調査・検討を行う。

政令第二百五十八号

総合科学技術会議令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認

める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

- 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（庶務）

第三条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手續その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

重点分野推進戦略専門調査会について

1. 重点分野推進戦略専門調査会の任務
 「科学技術に関する予算、人材その他の資源配分の重点化を着実にを行うため、重点分野の推進戦略に関する調査・検討を行う。」

2. 重点分野推進戦略専門調査会名簿
- | | | |
|----|-------|------------|
| 会長 | 井村 裕夫 | 総合科学技術会議議員 |
| | 石井 紫郎 | 同 |
| | 黒田 玲子 | 同 |
| | 桑原 洋 | 同 |
| | 志村 尚子 | 同 |
| | 白川 英樹 | 同 |
| | 前田勝之助 | 同 |
| | 吉川 弘之 | 同 |

(専門委員)

秋草 直之	富士通株式会社代表取締役社長
秋元 勇巳	三菱マテリアル株式会社取締役会長
池上 徹彦	会津大学長
江頭 邦雄	味の素株式会社取締役社長
大塚 栄子	北海道大学名誉教授
大森 俊雄	東京大学生物生産工学研究センター教授
貝塚 啓明	中央大学法学部教授
茅 陽一	慶應義塾大学客員教授
木村 孟	大学評価・学位授与機構長
小平 桂一	総合研究大学院大学長
篠沢 恭助	国際協力銀行副総裁
瀬谷 博道	旭硝子株式会社代表取締役会長
丹保 憲仁	北海道大学長
中島 尚正	放送大学教授
馬場 鍊成	科学ジャーナリスト
本庶 佑	京都大学大学院医学研究科教授
松田 慶文	社団法人国際交流サービス協会会長

3. 専門調査会の設置期間及び専門委員の任期
 専門調査会の設置期間及び専門委員の任期は、本推進戦略に関する調査・検討の終了までとする。

(参考)

科学技術基本計画（平成13年3月30日：閣議決定）から抜粋

第3章 科学技術基本計画を実行するに当たっての総合科学技術会議の使命

2. 重点分野における研究開発の推進

総合科学技術会議は、基本計画が定める重点化戦略に基づき、各重点分野において重点領域並びに当該領域における研究開発の目標及び推進方策の基本的事項を定めた推進戦略を作成し、内閣総理大臣及び関係大臣に意見を述べる。特に重要な領域については、必要に応じて専門調査会を設けるなどの方法により、戦略を作成する。

科学技術の進歩が激しく、社会も急速に変動する現在、総合科学技術会議は、広範な分野にわたる第一線の専門家の助言を得て重点分野の最新の動向を把握するとともに、急速に生じてきた科学技術に対するニーズへの対応について、継続的な検討を行う。その結果、推進戦略に変更の必要が生じた場合には、柔軟かつ機動的に対応する。

3. 資源配分の方針

総合科学技術会議は、基本計画、重点分野における研究開発の推進戦略等を踏まえて、関係府省における施策の取組を把握し、不必要な重複など府省縦割りの弊害の有無や実施中の施策の効果を評価する。それを踏まえ、より効果的・効率的な取組を実現するとの観点から、次年度における特に重点的に推進すべき事項、質の高い科学技術推進のための科学技術に関する予算の規模等について内閣総理大臣に意見を述べる。その上で、総合科学技術会議は、次年度の重要な施策、資源の配分に関する考え方を明らかにし、関係大臣に示す。さらに、総合科学技術会議において示された考え方を踏まえた資源配分が行われるよう、必要に応じて予算編成過程において財政当局との連携を図る。

4. 国家的に重要なプロジェクトの推進

国家的に重要なプロジェクトについて、特に府省の枠を越えて実施すべきプロジェクトに対しては、上記の資源配分の方針に加え、総合科学技術会議は、その実施体制等が最も効果的・効率的なものとなるよう、不必要な重複の排除等の調整に必要な意見を述べる。さらに、プロジェクトの実施段階においても、総合科学技術会議は、実施状況や施策の効果に関し必要な評価を行うことにより、国全体として整合性を持った効果的・効率的な施策の推進を図る。